4/23
県民福井

高浜原発と正反対判断

川内 差し止め認めず

新基準「不合理ない」

鹿児島地裁

九州電力川内原発1、2号機（鹿児島県薩摩川内市）の地震対策は不十分として、鹿児島、熊本、宮崎三県の住民ら十二人が再稼働の差し止めを求めた仮処分申し立てで、鹿児島地裁（前田郁勝裁判長）は二十二日、却下する決定をした。住民側は決定を不服とし、近く上級審の福岡高裁宮崎支部に即時抗告する。

■論説3面、関連6面、決定要旨9面

川内1、2号機は再稼働の前提となる原子力規制委員会の新規制基準に適合した原発。前田裁判長は新規制基準について「不合理な点は認められない」と判断した。関西電力高浜原発3、4号機（高浜町）をめぐる同様の仮処分申し立てで、福井地裁は今月十四日、再稼働を認めない決定を出しており、司法判断が大きく分かれた。

九電は既に立地する鹿児島県や薩摩川内市の同意を得ており、早ければ七月の再稼働を目指す考え。再稼働を認める地裁の決定に「主張が認められ、妥当な決定を頂いた。安全確保に万全を期したい」とコメントした。鹿児島県原子力安全対策課は「政府の従来の考え方に変わりはない」と述べ、新基準に適合した原発の再稼働を順次進める方針を示した。

原発の耐震設計の目安で、最大の争点となった基準地震動（耐震設計の目安となる揺れ）について「自然現象の不確かさを考慮し申し立て原発の新規制基準に適合する原発の再稼働を却下する決定 ○川内原発は地震動の想定が不合理な点はない ○基準地震動の想定が不合理な点はない ○安全上の判断にも余裕がある ○火山学者の多くが噴火の可能性は小さいと考えている ○火山ガスに対する設計は現時点で一応の合理性がある ○カルデラ噴火の影響評価は実効性がある

決定傍子

高浜 住民側 驚きや今後への懸念

九州電力川内原発の再稼働を容認した鹿児島地裁の決定は、関西電力高浜原発3、4号機（高浜町）の再稼働差し止めを命じた福井地裁と正反対の司法判断となった。

高浜原発の再稼働差し止めを求める住民側からは疑問の声や驚き、今後の司法判断への懸念の声が聞こえた。申立人の松田正事務局長は「福井地裁は福島第一原発事故の被害を踏まえて決定を出した。鹿児島地裁は原子力規制委員会の主張やエネルギー問題を判断基準にしたのではないか。人格権を優先して決定してほしかった」と残念そうに言う。

高浜仮処分の住民側弁護団は鹿児島地裁の決定を批判するコメントを発表。鹿児島地裁が避難計画の合理性を認めた点を「安易で、内容においても極めて不当」と批判した。さらに「福井地裁の決定を国民の六割以上が支持するとの調査結果もある。（鹿児島地裁の決定は）世論にも反する」と主張した。

弁護団の笠原一浩弁護士は鹿児島地裁が原子力規制委の新規制基準を「不合理な点は認められない」と判断したことを「代表的な地震学者の見解や動向を踏まえていない」と指摘。原子力規制委の主張を認める決定に「福島事故以前に戻ったのかと思った」と驚いた。

高浜原発差し止め仮処分の異議審が来月二十日に始まる。弁護団は鹿児島地裁決定が不当だと訴える方針だ。

笠原弁護士は「関電が鹿児島地裁の決定を証拠として提出する可能性が高い。裁判官は対立する二つの司法判断を考慮しなければならず、審理が延びるかもしれない」と分析した。

（大山弘）

関電側 異議審で安全性立証

十四日に福井地裁によって再稼働差し止め仮処分の決定が出された高浜原発3、4号機を抱える関西電力の広報担当者は「他社の訴訟に対してコメントする立場ではない」と述べた。

その上で、来月二十日に始まる仮処分決定の異議審に向け「安全性が確認されていることを主張、立証していきたい」と話した。

また「新規制基準の適合性審査会合で安全性が確認されている原子力プラントについては、引き続き安全性と信頼性の向上に努め、立地地域をはじめとする社会の理解を得て、一日でも早い再稼働に全力で取り組んでいきたい」との姿勢をみせた。

（山内道朗）

転を認めない福井地裁の仮処分は決定が覆らない限り、関電は再稼働できないため今月十七日、取り消しを求めて異議と執行停止を同地裁に申し立てた。